

## News Release

令和5年12月25日

### 令和6年度から森林環境税（国税）の課税が始まります

- ・令和6年度から森林環境税の課税が始まり、本市においても、市府民税とあわせて市が徴収します。
- ・森林環境税は国の税金で、温室効果ガスの排出削減目標達成や、災害防止を図るための森林整備等に必要な地方の財源の安定的確保のために、創設されました。
- ・国内に住所がある人に対し、一人1,000円（年額）がかかります。

森林環境税とは、我が国の温室効果ガスの排出削減目標の達成や、災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、創設された国の税金（国税）です。

令和6年度から、国内に住所を有する個人に対して課税され、一人1,000円（年額）を、市府民税とあわせて市が徴収します。（本市の場合、均等割がかからない人は、森林環境税はかかりません）

市府民税（均等割）と森林環境税

		令和5年度まで	令和6年度から
国 税	森林環境税	なし	1,000円
府民税	市府民税	3,500円	3,000円
市民税	均等割	2,100円	1,600円
計		5,600円	5,600円

市府民税の均等割は、令和5年度まで東日本大震災復興法に基づき一人1,000円（年額）引き上げられていましたが、この臨時的措置が終了し、令和6年度から森林環境税が導入されます。

その税収は森林環境譲与税として各都道府県・市町村へ譲与され、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てられます。

みなさまの、ご理解とご協力をお願いします。

#### 【お問い合わせ先】

税務課市民税係 : ☎0773-66-1026、FAX0773-63-9231

E - M a i l : zeimu@city.maizuru.lg.jp